

中国における禁反言の適用

～請求項を削除した場合の均等論と禁反言の適用～

中国知的財産権訴訟判例解説（第7回）

中營電子（上海）有限公司
再審請求人（一審原告、二審上訴人）

v.

上海九鷹電子科技有限公司
再審被請求人（一審被告、二審被上訴人）

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概要

中国においても日本及び米国と同様に均等論¹を主張することができる。一方、審査段階または無効宣告の過程において出願人または特許権者が一旦権利範囲を放棄する補正または意見陳述を行った場合、当該放棄した事項について、再度権利を主張することを禁じる禁反言の法理も存在する。

禁反言の法理については司法解釈に以下のとおり規定されている。

司法解釈〔2009〕第21号第6条

特許出願人、特許権者が特許授權または無効宣告手続において請求項、明細書について補正または意見陳述することによって放棄した技術方案について、権利者が特許権侵害紛争案件において改めてこれを特許権の技術的範囲に加えた場合、人民法院はこれを支持しない。

本事件では、請求項1～3に基づき権利侵害を主張したところ、被告から無効宣告請求がなされ、請求項1及び2は無効となり、従属請求項3のみが有効と判断された。上海市高級人民法院

1 司法解釈〔2001〕第21号第17条

専利法第56条第1項にいう「發明特許權又は實用新型特許權の技術的範圍は、その權利請求の内容を基準とし、說明書及び図面は權利請求の解釋に使うことができる」とは、權利の技術的範圍は、權利請求書の中に明記された必須技術特徵により確定される範圍を基準とすることを指し、それには当該必須技術特徵と均等の特徴により確定される範圍も含むものとする。

均等な特徴とは、記載された技術的特徴と基本的に相同する手段により、基本的に相同する機能を実現し、基本的に相同する効果をもたらす、且つ当該領域の普通の技術者が創造的な労働を経なくても連想できる特徴を指す。